

目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）について

1 対応要領策定の主な経緯

- 平成27年10月7日 政策決定会議で障害者差別解消法施行に向けた区の対応について(案)を決定  
 10月14日 生活福祉委員会に障害者差別解消法施行に向けた区の対応について報告  
 10月15日 障害者差別に関する事例募集(～11月16日)  
 平成28年2月5日 政策決定会議で対応要領素案を決定  
 2月10日 生活福祉委員会に对应要領素案の報告  
 対応素案を公表、意見募集実施(～3月4日)  
 3月30日 政策決定会議で対応要領案を決定

2 目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）  
（資料1のとおり）

3 素案からの主な変更点

項目	変更前	変更後
第1 目的	目黒区職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。）	目黒区職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）及び区立学校の <u>県費負担教職員（非常勤教職員及び臨時的任用教員を含む。）</u> （以下「職員」という。）
第6 管理職員の責務	職員のうち、課長職以上の地位にある者（以下「管理職員」という。）	職員のうち、課長職以上の地位にある者、 <u>校長（園長を含む。）及び副校長（副園長を含む。）</u> （以下「管理職員」という。）
第7 相談体制	(1) 当該事案に係る事務を所管する課 (2) 総務部人事課 (3) 健康福祉部障害福祉課	(1) 当該事案に係る事務を所管する課及び学校 (2) 総務部人事課 (3) 健康福祉部障害福祉課 (4) <u>教育委員会事務局教育指導課</u>
第8 研修・啓発	3 2による研修の内容、回数等は総務部人事課長及び健康福祉部障害福祉課長が協議の上定める。	3 2による研修の内容、回数等は総務部人事課長、 <u>健康福祉部障害福祉課長及び教育委員会事務局教育指導課長</u> が協議の上定める。
第9 適用日等	2 この要領の改正は、総務部人事課長及び健康福祉部障害福祉課長が協議の上行う。	2 この要領の改正は、総務部人事課長、 <u>健康福祉部障害福祉課長及び教育委員会事務局教育指導課長</u> が協議の上行う。

4 素案に対する意見募集の実施結果について (詳細は資料2のとおり)

(1) 実施期間及び周知方法

ア 実施期間 平成28年2月10日から3月4日まで

イ 周知方法

めぐろ区報掲載(2月15日号)、目黒区ホームページ掲載、区施設等での閲覧他

(2) 意見提出状況

提出者	個人	団体	合計	[参考]職員意見
	8	2	10	1(4件)

(3) 意見に対する対応区分ごとの件数

対応区分	内 容	件 数
1	意見の趣旨を踏まえて素案を修正します。	4件
2	意見の趣旨は素案で取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	6件
3	意見の趣旨は取り上げないが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	12件
4	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	4件
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	11件
6	意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	0件
7	その他	2件
合 計		39件

5 今後の予定

平成28年4月8日 対応要領策定・公表

以 上